

報告第 1 号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 5 月 9 日 提出

四條畷市長 銭 谷 翔

専決第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

四條畷市長 銭 谷 翔

記

- 1 損害賠償の額 330,000円
- 2 損害賠償の相手方 (住所) 大阪府茨木市小柳町14-10
(氏名) 有限会社ケーズカンパニー
- 3 和解の内容 (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。
(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。
- 4 損害賠償事件の内容 令和7年2月6日午前11時10分頃、市道逢阪生駒口線を走行したところ道路対側より倒れてきた竹に接触し、車のボンネット及びフロントライトが損傷した。